

新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策

令和2年4月22日

三 重 県

新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）は、ここ数十年で最大の脅威であり、私たちは、今、この未知の敵との戦いの真っ只中にいる。

県民の皆様が高い意識を持って感染拡大防止に取り組んでいただいているおかげで、本県が国の緊急事態宣言の対象区域となってからも、重症者を出すことなく、陽性率も全国より低く抑えることができているものの、これまで未発生であった伊勢志摩地域や東紀州地域でも感染が確認されるなど、感染は県内全域に拡大している。

4月10日から17日までの人口1万人当たりの本県の感染者数の伸び幅が特定警戒都道府県を大きく上回ったことに加え、お亡くなりになられた方の感染事例も確認され、またクラスターの発生も認められた。私たちのウイルスとの戦いは新たなフェーズに突入している。

この見えない敵は、恐るべきスピードで広がり、あっという間に私たち自身の命と健康を危険に晒し、大切な人までも奪っていく。

命と健康を守るためには、少しも気を緩めることなく、今できることは何でもやる。私たち一人ひとりがこの覚悟をもって、皆の力を結集し、そして誰一人取り残すことなく、この戦いを勝ち抜かなければならない。

4月20日に発表した「三重県緊急事態措置」は、こういった思いを込めた、県民の皆様への命と健康を最優先に考えた対策である。改めて、拡大阻止に向けた「5つのお願い」へのご理解、ご協力をお願いする。

命を守るための戦いに最大限注力しながらも、経済や日々の暮らしも守り抜かなければならない。

経済情勢は既にリーマン・ショックを超え、戦後最大ともいうべき危機に直面している。

本県においても、伊勢志摩サミット開催に伴う世界的な知名度の向上など、サミットのレガシーを生かしたインバウンドの積極的な誘致等が功を奏し、好調を維持してきた観光業では、稼ぎ月の3月の稼働率が3～4割、中には1割程度となったところもあるなど甚大な影響を受けている。我が国の経済成長を支えてきたものづくり産業においても、サプライチェーンの毀損によって生産活動に支障が生じている。

既に、県内のあらゆる業種で、売上や受注の急減、生産活動の停滞、雇用不安の広がり等が生じているが、緊急事態宣言等によって日々深刻さを増しており、3月の県緊急経済対策に掲げた、リーマン・ショック時を超える融資枠の大幅拡大や保証料負担率の大幅縮小等についても、さらなる充実を求める声が寄せられている。

また、県内においても、10歳未満のお子さんの感染事例が確認されており、県民の皆様にとって身近な場所で勤務する方が感染した事例も発生している。

子どもたちや保護者の間では、自身の感染を恐れるだけでなく、高齢の家族に感染させることへの不安から登校を控えるとの意見も多く聞かれる。加えて、休業によって児童生徒の学習機会が奪われることへの懸念、さらには休業に伴って保護者や放課後児童クラブ等の負担が増大していることへの不安も一層大きくなっている。

しかし、明けない夜はない。人類は、その英知によって天然痘やスペイン風邪を克服してきた。たとえ、今しばらくは、つらく厳しい戦いが続こうとも、私たちは必ずこのウイルスに打ち克つ。必ず、県民の皆様の命と健康、そして生活を守り抜く。

この決意のもと、先般の国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等も有効に活用しながら、県として最大限努力し、現時点で考えうる最善の対策を「新型コロナウイルス感染症に関する三重県緊急総合対策」としてとりまとめた。

県民の皆様、市町、関係機関・団体の皆様と一丸になり、「オール三重」で一致団結して、スピード感をもってここに掲げた施策を実行していく。

I. 新型コロナウイルス感染症のこれ以上の拡大を防ぎ、地域経済・県民生活への影響を最小限に留め、直面する危機を乗り越えるための対策

1. 感染拡大の防止と医療提供体制の整備

(1) 緊急事態措置の実施

県民の皆様、感染症を他人事ではなく、我が事として認識いただき、ご自身や大切な家族、友人の“命と健康”を守っていただく必要があることから、さらなる感染拡大を阻止するため、4月20日から5月6日までの間、県内全域において、“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」”に取り組むこととした。

まさに今、「オール三重」で一致団結して取り組む時であり、県民や事業者、関係機関の皆様とともに、県職員も一丸となって感染症拡大阻止に全力を注いでいく。

①感染防止対策徹底のお願い

県境を越える移動の自粛や県内における移動の自粛、特に大型連休期間中における移動の自粛について、強くお願いする。

②企業等へのお願い

企業等における、感染防止対策の徹底や在宅勤務（テレワーク）等の積極的な導入について強くお願いする。

③イベント開催自粛のお願い

「3つの密」の発生が考えられるイベントについては、原則、中止または延期していただくよう強くお願いする。

④事実に基づく冷静な対応のお願い

個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないよう強くお願いする。

⑤休業要請等への協力のお願い

感染が拡大している現状や本県の地域性に鑑み、感染予防の効果が最大限発揮されるよう事業者等の皆様に休業要請等への協力を強くお願いするとともに、協力いただく事業者等の不利益を最小限に抑えるよう取り組む。

【休業要請に対する協力金】（雇用経済部）

- 本県では、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請や、同法に基づかないものの休業の必要性が認められる施設等への休業等の協力依頼などを行った。人との接触機会を低減させ、感染拡大を防止するために、さらには「特定警戒都道府県」となっている近隣県から本県への人の移動を回避するために必要な措置であり、休業又は夜間営業の自粛要請に全面的にご協力いただける中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）に対して、県と市町が協調して協力金を交付する。

支給額 : 1事業者あたり 50 万円

支給要件: 令和2年4月20日(少なくとも22日)から5月6日まで(緊急事態措置期間)の休業要請に全面的に協力いただくこと

4月20日以前に開業しており、営業実績があること

※飲食店等の食事提供施設の場合は、上記期間中に営業時間を短縮(朝5時から20時までの営業時間内に短縮)した場合が対象

【新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金】

(雇用経済部、医療保健部)

- 国内有数の観光県である本県には、このゴールデンウィーク期間中にも県内外からの宿泊予約があることから、宿泊施設や地域の方々から多数の不安の声をいただいている。このため、ゴールデンウィーク期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して、本県独自の措置として協力金を交付する。

なお、今回の措置は、伊勢志摩地域など全国有数の観光地を有する本県の地域特性上、緊急性、重要性が非常に高いものであるとともに、我が国全体の感染拡大防止のため必要かつ重要なものであることから、本協力金を「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(仮称)」の対象とすることを国に要望する。

対象事業者 4月25日から5月6日までの間の宿泊予定者に対して施設の営業休止・営業規模の縮小などの理由で、宿泊予約の延期やキャンセルを行った旅館・ホテル等の宿泊事業者

対象要件 ・ 4月25日から5月6日中に宿泊される予定のお客様へ予約の先延ばしなど宿泊日変更の調整を行っていただくこと
(営業休止や営業規模の縮小などの理由でキャンセルを行った場合も含む)

・ 4月25日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

支給額 ゴールデンウィークからの予約の先延ばしまたはキャンセルした件数: 1人泊あたり6千円

(1施設あたり12万円を上限とする)

【感染拡大防止に向けた旅館業法の特例措置】(医療保健部)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法における緊急事態宣言が発出された場合、国民の生命および健康を保護するため、人の移動を最小限とし、感染拡大を防止することを目的として、旅館業法に「国内で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、感染拡大を防止するために必要な場合、宿泊を拒むことができる」といった趣旨の規定を加えることを国に要望する。

【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）】（総務部、地域連携部）

○ 国の緊急経済対策において創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、本県および県内市町が講じる対策を速やかに実行していくために不可欠な財源といえるものの、その詳細が未だ示されていないため、以下の3点を国へ要望する。

- ・近隣府県の感染拡大や本県においても連日感染者が確認されるなど、感染状況は予断を許さない状況が続いていることや、政府の「特定警戒都道府県」に限らず、全国的に観光業・製造業のほか、さまざまな業種に甚大な影響が生じていることをふまえ、本交付金の配分にあたっては、感染症の感染状況のみに重きを置くのではなく、人口や各地域の経済状況に応じた公平な配分を行うこと。また、各団体が感染症対策や経済対策を躊躇なく実行に移せるよう、速やかに団体別の配分見込額を地方に示すとともに、早期に配分を行うこと。
- ・本交付金の使途については、各団体の適時の判断により充当事業の変更や流用を可能とするなど柔軟な制度にするとともに、申請書類の簡素化等により迅速に活用できるよう制度設計を行い、速やかにその詳細を地方に示すこと。
- ・本交付金について、政府が当初想定していなかった、「自治体が休業要請に応じた事業者を支払う協力金や支援金の財源に活用できる仕組み」とされたことに伴い、多くの自治体が協力金等の財源に活用することを表明している。このことをふまえ、少なくとも予備費 1.5 兆円を財源とした総額の大幅な上積みを行いつつ、今後の情勢に応じて累次の追加配分を行うこと。

(2) マスク・消毒液等の確保など感染拡大防止対策の推進

【マスク・消毒液等の確保】（医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部ほか）

○ 感染症の予防・拡大防止に必要なマスクや消毒液については、いまだに市場には十分出回っておらず、医療機関や介護施設等にも十分に行き届いていない状況である。

最前線の現場である医療機関や、感染すると重症化しやすい高齢の方が入所している介護施設等に対しては、これまで、県備蓄分の約 20 万枚と民間事業者の方から寄附をいただいた約 1 万枚のマスクを配布するとともに、国から優先供給されるマスク約 83 万枚や消毒液 2,740 リットルを配布したところである。

しかしながら、依然としてマスクや消毒液の需給が逼迫する状態が続いているため、感染の予防・拡大防止に向け、引き続き、国からの優先供給の活用や県独自での調達のほか、広く寄附を呼びかけるなど、マスクや消毒液の安定的な確保に取り組んでいく。

○ 国の補助事業を活用し、感染症の予防・拡大防止に必要なマスク・消毒液等を購入する市町・事業所等に対して補助する。あわせて、不特定多数に利用される県有施設においても、感染症予防・拡大防止に必要なマスク・消毒液等を確保する。加えて、マスク・消毒液の安定的な供給・確保や必要としている施設・事業者への優先配布を国へ要望する。

- 感染症との戦いの最前線にいる医療従事者や、子ども、高齢者、外国人といった方々に対して、マスク、消毒液等の提供を通じて応援したいとの意向を有する県内外の方々が、支援を提供しやすい仕組みとして、募金などの取組を速やかに検討する。

【マスク・消毒液等の生産設備投資への補助】（雇用経済部）

- マスクや消毒液等の入手が極めて困難な状況になっており、県内の事業者が異業種からでもこうした感染予防品等の製造に参入することで、県民の安心・安全の確保に資するよう、新たにマスクや消毒液等の製造設備の投資等への補助制度を創設する。

補助にあたっては、国のマスク・消毒液等の補助制度の対象となっていない製造ライン以外の費用（付属設備や建物の改修、ライン立ち上げ時のアドバイザー費用等）を新たに対象とすることにより、新規参入のハードルを下げるとともに、一定量の県内供給や県等からの要請に応じて優先供給に努めることを補助要件とすることで、供給量の確保につなげる。

さらには、製造にあたっては各種手続きがスムーズに進み、事業を円滑に開始できるように支援していく。

【学校での感染の防止】（教育委員会）

- 学校での感染防止対策を徹底するため、やむを得ない事情で準備できなかった児童生徒や教職員が着用するマスク、手指を消毒するための消毒液、家庭で検温できなかった児童生徒の体温を学校で測るための非接触式体温計など、必要な物品を確保する。

【保育所や放課後児童クラブ等での感染の防止】（子ども・福祉部）

- 学校が休業となる中、保護者が仕事を休めない子どもの居場所として開所されている保育所や放課後児童クラブ、放課後等デイサービス事業所等については、保育士や指導員、給食調理員等が使用するマスクや消毒液などの確保が厳しい状況にあることから、国への働きかけを行うなど、感染防止に必要な物品の確保を行う。

【運転免許更新手続きに係る特例措置】（警察本部）

- 県内125万人を超える運転免許保有者が順次更新時期を迎えることをふまえ、更新時における感染防止の観点から、申出をすれば運転免許の有効期間を延長できる措置を行う。また、郵送による手続き、代理人による申出も認める。

【警察での感染の防止】（警察本部）

- 警察業務の特殊性、緊急性に鑑み、留置、被疑者の護送、検視、取調べ等の業務に関連する感染者の発生を防止するため、必要な衛生対策物品の確保を行う。

【災害時の避難所における感染対策】（防災対策部）

- 災害時に避難を必要とする人が感染リスクを恐れて避難を躊躇することがないよう、避難所における感染対策を強化するため、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を改訂するとともに、マスク・消毒液等について地域減災力強化推進補助金の対象品目の追加や県での備蓄を進めるなど、市町における避難所での感染対策の取組を支援する。

（３）検査体制の強化と感染の早期発見

【「帰国者・接触者相談センター」の体制強化等】（医療保健部）

- 保健所に設置した電話相談窓口や「帰国者・接触者外来」への受診調整等を行う「帰国者・接触者相談センター」には、感染予防法や発熱時の受診方法など、さまざまな相談が寄せられている。国内における感染拡大や県内での感染者の増加等に伴って相談も増加しており、４月の相談件数は 20 日までに先月 1 か月分を既に超えている。

こうした県民の不安を少しでも解消するため、接触者の健康調査を行う保健師や電話相談を専門に担う看護師を新たに任用するなど、相談窓口の中心となる保健所の体制を引き続き強化していく。

【PCR検査体制の強化等】（医療保健部）

- ４月 20 日までに実施した PCR 検査は 1,436 件で、そのうち感染者は 39 人であり、陽性率は 2.7%と全国的にも低い状況となっている。

このように、本県では、感染者の早期発見と感染拡大の防止の観点から、比較的幅広い方を対象に検査を実施している。

PCR 検査数は、国内での感染拡大に伴い増加傾向にあり、本県においても、３月は一日あたり平均約 13 件であったのが、４月に入ってから一日あたり平均約 49 件と大きく増加している。また、４月 14 日から 20 日までの 7 日間で確認された感染者も 22 人と急増していることから、検査体制のさらなる充実が急務となっている。

現在、保健環境研究所においては、一日あたり最大で 72 件の検査が可能であるが、今後、さらに検査数が増加した場合でも確実に PCR 検査を実施するため、一日あたり最大 120 件の検査が可能となるよう、検査機器の追加配備や検査に用いる試薬の確保のほか、検査を行う人員を増員し、検査体制の充実を図っていく。

さらに、民間検査機関や県内医療機関でも検査を実施することが可能となったことから、民間検査機関の活用を進めるとともに、三重大学医学部附属病院等における検査機器の増設に対して支援を行うなど、さらなる検査体制の強化に取り組んでいく。

- 現在、県内 23 か所に設置している「帰国者・接触者外来」において、感染の疑いがある方の診察や検体の採取を行っているが、今後の感染拡大に備え、発熱のある患者向けの外来機能の拡充やPCR検査をより迅速に行う体制の構築等について、医師会や医療機関等と調整のうえ、地域の実情に応じた仕組みづくりを早急に検討していく。
- 保険適用によるPCR検査の自己負担分および入院に伴う患者の医療費を引き続き公費により全額負担する。

(4) 医療・福祉提供体制の強化

【医療機関に対する支援等】(医療保健部)

- 重症者の増加にも適切に対応できる医療提供体制を整備するため、医療機関に対し、人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)の整備について支援を行う。
また、最前線の現場で尽力する医療従事者を感染から守る个人防护具について、医療機関の在庫が枯渇していることから、県備蓄分のうち約 4,900 セットを配布したほか、手袋約 31,000 組、ガウン約 10,000 枚、N95 マスク約 10,000 枚を既に配布した。今後も医療従事者の安全を確保し、適切に医療を提供していただくため、个人防护具のさらなる調達に努め、医療機関へ配布していく。
- 重症者の治療に不可欠な人工呼吸器や体外式膜型人工肺(ECMO)、さらに、感染から医療従事者を守る个人防护具については、供給不足により各都道府県においても調達が困難な状況であることから、国において供給体制を確立するよう要望する。
- 感染症に対する不安を解消し、一日も早く感染拡大を収束させるには、治療薬やワクチンの早期開発が不可欠であるため、国を挙げて開発を促進するよう要望する。

【感染拡大に備えた病床の確保】(医療保健部)

- 全国的な感染拡大と、3月半ばからの県内での感染者の発生状況に鑑み、感染の拡大による患者の増加に備えて、地域性もふまえ、速やかな受け入れが可能となるよう、感染症病床(24床)に加え、一般病床を約100床確保したところであり、空床確保に要する経費の支援を行う。
また、空床確保に係る国庫補助金の単価の大幅引き上げや、病棟単位での確保も対象とするよう国へ要望する。
一方で、新型コロナウイルス感染症以外の病気への対応も重要であるため、そのバランスも考慮しながら、さらなる病床の確保に向け医療機関等との調整を進めていく。

- 感染拡大に伴い、院内感染の発生が危惧されている。感染者の受け入れを行ったことで、万が一、院内感染が発生し、外来の休診や病棟全体を閉鎖せざるを得なくなった場合に、患者の入院により本来得られるはずであった診療報酬相当額を補填する制度の創設を国へ要望する。

【症状が軽快した方等を受け入れる宿泊施設の確保】（医療保健部）

- 今後、感染の拡大により患者が増加した場合、重症の方を医療機関で集中的に治療するためには、入院患者のうち、症状が軽快した方には医療機関以外の施設で療養していただき、健康観察を行っていくなどの対応が必要となる。このため、こうした方の受け入れ先となる宿泊施設の選定を行っており、あわせて、療養者の生活支援物資の確保や施設内の感染拡大防止対策などの施設運営について調整を進めていく。

また、感染者のうち、8割の方が軽症で、残り2割の方が重症化するとの見解が示されていることから、今後、さらに感染がまん延し、医療機関で患者を受け入れることが困難になった場合は、無症状や軽症の方には自宅等で療養していただくことが必要となるが、家庭内で十分に感染防止対策を取ることができない方に対して、医療機関以外の施設で療養していただくなどの対応が必要となる。このため、軽症者等の宿泊施設での受け入れについても、引き続き検討を行っていく。

【三重県新型コロナウイルス医療調整本部の設置】（医療保健部）

- 県内での感染が拡大した場合、通常の医療提供を維持しつつ、感染症患者の受け入れを円滑に進めるため、感染症専門医などを含む「三重県新型コロナウイルス医療調整本部」により調整を行う。

【医療従事者の派遣】（医療保健部）

- 感染の拡大により患者が増加すると、軽症者等の宿泊施設等での療養が必要となる。そのため、こうした施設等で患者等が安心して治療等を受けることができるよう、必要とされる医療従事者を派遣し、患者等への適切な医療の提供を行う。

【介護施設等に対する支援】（医療保健部）

- 特に高齢の方は重症化するリスクが高い傾向等が示されており、介護施設等からは感染防止対策に係る相談が多く寄せられていたことから、施設での感染対策の留意点をまとめた手引きを作成するとともに、多床室を区切り個室化を行う改修費の支援などを引き続き行う。

また、施設で働く職員が、感染により出勤が困難となった場合でも、入所者等に対して必要なサービスを提供することができるようにするため、職員が不足する施設に対して他施設から応援職員を派遣する際に要する経費を支援する。

さらに、介護施設等における業務の生産性の向上を図り、職員の負担を軽減させるため、ICTや介護ロボットの導入に要する経費を支援する。

【障がい福祉施設等に対する支援】（子ども・福祉部）

- 障害者入所施設で感染者が発生した場合に入所者がサービスを継続して利用できるよう、他施設から派遣される職員の応援に要する経費を補助する。さらに、障害者入所施設等における感染拡大の防止、介護負担の軽減等を図るため、ロボット等を導入するための経費を補助する。
- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、障害福祉サービス事業所において自主的な休業や利用者がサービス利用を控える状況が一部で生じている。県が行った緊急事態措置では家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請したところでもあり、今後さらに利用控え等が続くと事業所運営の維持が困難になることから、地域における障害福祉サービスの提供体制維持を図るため、報酬減少相当額を補填する制度の創設を国へ要望する。
- 感染またはその疑いがある聴覚障がい者が医療機関を受診する際、医師等との意思疎通を支援することで、受診にかかる不安の解消と健康・生命を守る情報保障体制を整備するとともに、通訳者への二次感染を防止するため、三重県聴覚障害者支援センターに遠隔手話通訳システムを新たに導入する。

（５）広域的な連携と県民への情報発信の充実

【県民への情報発信の充実】（戦略企画部、環境生活部、医療保健部、警察本部）

- 感染症に関し、県民の声相談室には、感染防止や学校の休業などに関する不安の声等が、４月に入って急増している。また、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等向け経営相談窓口」への経営安定や資金繰りに関する相談件数が設置後約 10 週間で 300 件を超え、特に４月に入ってからは 2 週間で 130 件を超える相談が寄せられている。

こういった県民の不安を少しでも解消するため、県政だよりや県ホームページ等、県の有する広報媒体はもとより、新聞、テレビ・ラジオ、インターネット等を効果的に組み合わせたメディアミックスによる情報発信の充実を図る。

さらに、予防・啓発ポスターの作成・配布などを行うことで、命と健康を守るために必要な情報や、くらしと仕事を守るための各種支援制度等の情報を適時適切に届ける。
- 感染症に便乗した悪質商法等の消費者トラブルを防止するため、ホームページやラジオスポット放送等を活用して注意喚起を行うとともに、消費生活センターにおいて、相談に迅速かつ適切に対応する。また、県民がデマに惑わされず安心して落ち着いた消費行動をとれるよう、市町と連携し、ホームページをはじめさまざまな媒体を通じて、適時適切に情報発信を行う。

- 学校の休業等により、外出を控えている県民に対し、犯罪発生情報や防犯対策情報等を広く発信するとともに、児童・生徒の犯罪被害防止対策を推進する。また、混乱に乗じた詐欺、窃盗等各種犯罪の発生が懸念されることから、被害の未然防止対策と悪質事案の取締りを強力に推進する。

【NPOへの支援】（環境生活部）

- NPO等は子ども食堂の運営や子どもの居場所づくりなど地域の課題解決等のために活動しているが、感染症拡大の影響を受け、経営基盤の悪化が進んでいる。このため、中間支援組織等と連携して、NPO等の実態を把握するための緊急アンケート調査を行って適切な支援につなげるとともに、NPO等が活動を維持するためのノウハウや、活用できる支援制度等について迅速かつ的確に情報提供を行う。

【デマの拡散や差別・偏見をなくすための取組】（環境生活部、教育委員会）

- 患者や医療従事者等への差別や偏見、感染症に関するデマの拡散は、人権を侵害するだけでなく、いたずらに人々の不安を煽り、感染拡大防止の妨げとなっている。そのため、差別事案の状況把握や相談対応を行うとともに、ホームページやラジオスポット放送等の即応性のある媒体を活用して、県民に人権への配慮を求める緊急メッセージを継続して発信し、正しい情報に基づいた冷静な行動を行うよう、広く、繰り返し呼びかける。
- SNS等において不確かな情報や根拠のないデマ等がみられることから、感染症患者や濃厚接触者とその家族、医療従事者等に対する偏見や差別が生じないように、学校において、児童生徒が不確かな情報に惑わされることなく、確かな情報に基づいて行動できるための情報モラルに関する教育を行う。さらに、感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、インターネット上の書き込みについてのネットパトロールを強化する。（年間3回（8月、11月、1月の各15日間）→5月から3月まで毎日（平日））

【外国人住民への相談体制・情報発信の充実】（環境生活部）

- 外国人住民は、感染症発症の疑いをはじめ、休業や解雇、生活困窮など、さまざまな困りごとがあっても、日本語によるコミュニケーション能力が十分でない場合、行政サービス等を受けることが困難である。外国人住民が安心して生活できるよう、みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）において、きめ細かな相談対応に加え、行政書士等の専門家による緊急専門相談会を行うとともに、三重県多言語情報提供ホームページ（MieInfo）から7言語で情報を発信する。

【市町との連携および情報共有】（医療保健部）

- 県内においても感染が増加している状況をふまえ、市町や関係機関とも連携して感染拡大防止や正確な情報発信に取り組んでいるところである。県内においても感染者が増加していることから、これまで以上に市町と強固な連携を図り、定期的な情報交換を行うとともに、必要な情報を迅速に提供する。

【広域的な連携の充実】（医療保健部、戦略企画部）

- 感染症への対策は、県境を越えて広域的な連携が必要となることから、中部圏や関西圏の自治体と連携して、情報共有や対策の実行に取り組むとともに、全国知事会を通じるなどして、国への要望を行っていく。

2. 事業の継続への支援と雇用の維持

(1) 資金繰り対策・資金支援

【中小企業金融対策事業による支援策】(雇用経済部)

- 感染症の影響による業況が刻一刻と深刻化する中、3月13日に策定した三重県緊急経済対策に基づく融資制度が多く事業者利用され、3月18日の制度拡充以降、4月20日時点で融資申込が630件、188億円に達するという、中小企業・小規模企業の経営環境は、今までに例のない逼迫した状況となっている。このため、中小企業・小規模企業の事業継続を強力に支援すべく、更なる金融支援策を追加する。

ア 「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設

◇新規融資枠の確保

事業者が新型コロナウイルスの感染拡大による未曾有の危機に直面し、事業の継続に向けて、まさに“瀬戸際”で踏ん張るため、国、県、民間金融機関がスクラムを組み、非常事態として特別に実施する保証料ゼロ・当初3年間実質無利子の「三重県新型コロナウイルス感染症対応資金」をワンチームで創設した。

融資枠は、リーマン・ショック時の対策期間中に行った一回当たりの最大追加融資枠(1,300億円)の約1.5倍となる2,000億円(セーフティネット保証(保証4号、保証5号)、危機関連保証の利用)を新たに確保し、事業者の資金繰り負担を最大限軽減する。

(参考：セーフティネット資金およびリフレッシュ資金の融資枠)

R2年度(現時点での合計)：2,362億円(今回の追加融資枠：2,000億円)

※R2年度当初(90億円)の約26倍

(リーマン・ショック時：H20～H22年度)

H21年度(合計)：2,050億円

(期間中に行った一回当たりの最大追加融資枠：1,300億円)

◇据置期間最大5年以内

事業者の返済負担を軽減するため、据置期間を最大5年以内とする。

◇当初3年間実質無利子化

民間金融機関に対して、利子補給補助(1.6%)を実施することで、一定の要件の下、当初3年間を実質無利子化する。

◇信用保証料の減免

国からの信用保証協会に対する、保証料補助により、一定の要件の下、信用保証料をゼロにする。

◇経営者保証の免除

直近の決算書が資産超過であることなど、一定の要件を満たす場合、経営者保証を免除する。

イ セーフティネット資金（保証４号・危機関連）の保証料無料化

◇保証料補助の上乗せ

保証料負担について、既にリーマン・ショック時（事業者負担は0.5%）を上回る軽減措置（事業者負担は最低で0.2%）を講じたところであるが、売上高が前年同月比で50%以上減少している、より業況の厳しい事業者の声にこたえて、保証料補助率のさらなる上乗せにより、セーフティネット資金（保証４号・危機関連）の保証料負担を無料化する。

ウ 創業・再挑戦アシスト借換資金の創設

◇創業者への資金繰り支援

感染症拡大の影響を受け、創業前や、創業後間もない事業者から、「開業の見込みが立たない」、「資金繰りが非常に厳しい」との悲痛な声が信用保証協会などの創業支援機関に寄せられている。

このため、セーフティネット資金が利用できない創業3か月未満の事業者のうち、創業・再挑戦アシスト資金を利用している事業者の資金繰りを支援し、経営の安定を図るため、創業・再挑戦アシスト借換資金（据置期間2年以内）を創設し、未曾有の危機を乗り越えようとする事業者を関係機関と連携して強力に支援する。

エ 日本政策金融公庫による特別貸付制度、特別利子補給制度等

約12.6兆円の融資枠を確保するとともに、売上高が5%以上減少した中小企業・小規模企業に対し、融資枠（中小3億円、国民6千万円）の別枠・無担保の特別貸付制度を創設し、当初3年間は金利を0.9%引き下げ（中小1.11%→0.21%）、据置期間も最大5年に延長する。

さらに、特別利子補給制度により、フリーランスを含む個人事業主、中小企業・小規模企業について、実質無利子化とする。

同時に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠1千万円を措置し、金利を0.9%引き下げ（1.21%→0.31%）、小規模事業者への支援を行う。

オ 県融資制度にかかる既往貸付金の元金返済猶予時の補助継続措置

県融資制度において元金等の返済猶予などの条件変更を行った際に、通常時は行う利子補給補助や信用保証料補助の減額措置を、感染症の影響による場合は行わないこととする。

なお、金融機関のプロパー資金においても、条件変更時にかかる事業者の負担を最小限とされるよう金融機関に特段の配慮を求める。

カ 中小企業高度化資金にかかる既往債務の条件変更等の対応

県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が、中小企業組合等に低利かつ長期で融資を行っている中小企業高度化資金の元金の返済条件の変更等について、借入人の申出に応じた柔軟な対応を行う。

キ 県内金融機関に対する、中小企業・小規模企業の実情をふまえたきめ細かな対応の要請

事業者の当面の資金繰りを緩和するため、既往債務については、これまでに行った条件変更の有無にかかわらず、元本や金利の支払いを一時的に猶予する条件変更に対応することや、新規融資については、政府系金融機関や県融資制度の積極的な活用を含めて、事業者の資金需要に対して迅速かつ丁寧に対応することを県内金融機関に改めて要請する。

ク セーフティネット資金（保証４号）の指定期間延長

感染症による影響が長期化する中、６月１日で指定期間が終了するセーフティネット資金（保証４号）の指定期間延長を国へ要望する。

ケ セーフティネット資金（保証５号）の指定業種のさらなる拡大

セーフティネット資金（保証５号）の指定業種について、全国知事会を通じて要望した結果、４月１０日に１５１業種（コンビニエンスストア、労働者派遣業、通訳業・通訳案内業など）が追加され、合計７３８業種まで拡大されてきたが、業況の深刻化をふまえ、早期の全業種指定を国へ要望する。

コ 経営改善支援センターによる経営改善計画の策定支援

感染症による影響からの早期の経営改善に取り組む中小企業者を支援するため、経営改善支援センターが行う計画策定に係る費用負担事業について、さらなる事業者負担の軽減を国へ要望する。

サ 持続化給付金

感染症対応により、前年同月比で５０％以上売上が減少し、非常に大きな影響を受けた場合は、事業の継続に向けて、中小企業・小規模企業、フリーランスを含む個人事業者はもちろん、医療法人、農業法人など、会社以外の法人も含めた幅広い事業者を対象とする持続化給付金（最大で法人は２００万円、個人は１００万円の受給が可能）が創設されたことから、対象となる厳しい事業環境にある県内事業者が給付を受けられるよう、周知を行う。

また、必要とする事業者が１日も早く給付を受けられることができるよう、国へ要望する。加えて、今後事業環境がさらに悪化し、中小企業・小規模企業の資金繰りがさらに厳しい状況になることも想定し、複数回の受給を可能とすることともに、創業して１年未満の事業者も給付対象となるよう、要件の緩和を国へ要望する。

シ 三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金

急激な売上減少や事業環境の変化により多くの中小企業・小規模企業が事業継続に不安を抱え、変化に対応するための投資をためらっている。そうした中、県は中小企業・小規模企業が今回の難局を乗り越え、事業を発展・継続するための経営計画の策定および計画実現を支援する新たな補助制度を創設した。

本補助制度は、募集開始から9日後の第1回目の締め切りまでに、想定を大幅に上回る約800件の申請があるなど、県内中小企業・小規模企業のニーズが極めて高い制度であり、厳しい経営環境の中でも事業の発展・継続に意欲のある事業者を引き続き支援するため、本補助金の総額を拡大する。

【利子補給】（農林水産部）

- 感染症の影響により、売り上げの減少や大量の在庫を抱え、経営に大きな影響を受けている農業者や漁業者の事業継続を支援し、経営改善や経営安定を図るため、農業経営近代化資金の融資枠を12億円から22億円に、漁業経営維持安定資金の融資枠を1億円から10億円に拡大するほか、国・県が利子・保証料を負担することで当初5年間の無利子化・保証料の無償化を行い、農林漁業者の負担を軽減する。

（2）中小・小規模事業者等への事業継続支援

①事業継続への支援

【価格安定制度の適用】（農林水産部）

- 感染症の影響により外食等の需要が減退している農産物において、価格が著しく低下した場合に、国の価格安定制度に基づき、農産物の生産・出荷の安定に向け、生産者に補給金を給付する。

【交通事業者への支援】（地域連携部）

- 利用者の大幅な減少により、厳しい経営に直面している交通事業者を支援するため、感染拡大防止への対応に必要とされる経費への新たな補助制度の創設や、こうした状況においても、安全運行に不可欠な設備整備などに取り組めるよう各種補助制度の基準緩和および拡充を国に要望する。

【働き方改革・テレワークの推進】（雇用経済部、子ども・福祉部）

- 感染拡大などの危機事案発生時などにおける企業の事業継続対策として、時間や場所にとらわれない働き方の実現に有効なテレワークの導入促進を図るため、テレワークに関する相談窓口を設置するとともに、必要に応じて導入を検討している県内中小企業・小規模企業に対し、新たにアドバイザーの派遣を行う。

○ 感染拡大の影響による生産活動の停滞により、就労支援事業所への請負業務が減少する中で、工賃が低下するだけでなく、感染の不安から通所を控えることがあるため、安全で安心な環境で就労を継続できる在宅就労を就労系障害福祉サービス事業所で推進するため、テレワークの導入を支援する。

○ 障がいの有無にかかわらず、誰もがいきいきと共に働くことができるよう、障がい者雇用を進める企業に対して、コミュニケーションロボットをはじめとするテレワークシステムなどICTを活用した新しい働き方の導入を支援する。

【占用料等の徴収猶予】（県土整備部、農林水産部）

○ 感染症による収入減などの影響を受けている企業や個人等の負担を軽減することにより、県内における雇用や生活を守り、収束後における回復の基盤維持を図るため、港湾施設使用料や道路占用料などの占用料等の徴収を猶予する。

②消費喚起策

【EC サイト等を活用した事業者支援】（農林水産部、雇用経済部）

○ 観光客の減少による土産物・加工品の販売不振、外食需要の減退、催事・展示会の中止などにより、松阪牛や養殖マダイなどの高級食材を中心に、県産農林水産物や加工品、地場産品の売り上げが急激に減少し、在庫の増加、資金繰りの悪化など県内事業者は危機的な状況に直面している。

この状況をふまえ、緊急的な支援として雇用の維持や事業の継続支援に最優先で取り組むため、過剰となった在庫を消費につなげ、落ち込んだ売り上げを回復できるよう、堅調な家庭内消費の需要獲得に向けて、広く県内外への情報発信による、直接販売が可能なポータルサイトを開設し、県内事業者の新たな販路開拓を支援するとともに、官民一体型県産品購入促進キャンペーンを実施することで消費喚起につなげる。

○ 感染症の影響により、特に高価な県産農林水産物は百貨店等やインバウンドの需要が減退していることから、農林漁業団体や関係団体等が行う、さまざまな販売促進取組についても県が寄り添いながら、きめ細かに支援を行う。

○ 出荷量の大幅な減少や販売価格の低下など、売り上げが特に落ち込み、今後の事業継続に著しい支障が生じているとの声が生産者等から多数挙がっている。持続的な生産への影響が懸念される県内の農林水産物や食品加工品について、新たに県内消費者向けの販売を促進するためのPRを県内各地において実施するほか、これらの食材を利用したメニューの考案等を行うなどして、消費喚起を強力に推し進める。また、在庫を大量に抱えた事業者の負担軽減を図るため、在庫管理経費の支援などを行う。

- 春に高まる需要に対応するために生産量を増やしていた花きについては、感染症の影響により、イベント等の休止による需要の急減や市場価格の低下に苦しんでいるため、花き生産者の支援に向け、官民一体となって、家庭等における花きの消費喚起を図る。

【地域活性化型キャッシュレス決済の推進】（雇用経済部）

- 外出自粛によって中小企業等が営む店舗等での個人消費の落ち込みが顕著であり、消費が回復する見通しが立たないことに対する不安が大きいことから、この難局を乗り越え、経営回復の希望が見えるよう、国の消費喚起策等と連動し、経済回復期に増大が見込まれる需要を取り込む必要がある。また、感染症拡大リスクになり得る紙幣・硬貨の取扱い機会減少による衛生的な購買環境の構築への取組も必要である。
こうした状況に対応するため、市町・商工団体等と連携し、県内中小企業・小規模企業へのキャッシュレス決済の導入を支援する。

（3）雇用の維持

【雇用調整助成金】（雇用経済部）

- 雇用調整助成金については、助成率の引き上げや申請書類の簡素化など、本県の要望をふまえた措置が新たに講じられた一方で、対象労働者1人1日当たりの上限額（8,330円）が低いため、9割助成というものの、実際は賃金の半分にも満たない助成額となっている。県内中小企業・小規模企業が必死になって取り組んでいる従業員の雇用維持を支援するため、雇用調整助成金の上限額の大幅な引き上げを国へ要望する。
あわせて、リーマン・ショック時に実施された雇用保険料の引き下げや、令和元年東日本台風の際には、雇用保険料の失業給付の特例措置が実施されたことをふまえ、過去の非常時における対応を上回る特例措置を講じることを国に要望する。

【助成金等の活用促進】（雇用経済部）

- 雇用調整助成金の申請手続きの負担軽減や支給事務の簡素化が図られたものの、企業にとっては手続きの煩雑さから、依然として申請をためらう声が多いことをふまえ、雇用調整助成金の申請に係る相談や県の雇用対策の活用などについて、個別の相談に対応できるよう、社会保険労務士等の専門家を企業へ派遣する。

【緊急雇用創出事業の実施要望】（雇用経済部）

- リーマン・ショック時には、失業者に対して、地域の雇用ニーズに応じた次の雇用までの短期の雇用・就業機会を提供する事業として「緊急雇用創出事業」が実施されたように、今回も、やむを得ず離職を余儀なくされた方の雇用機会を創出するため、今後の雇用情勢に応じ、緊急雇用創出事業の実施検討を国へ要望する。

【外国人労働者の雇止め対策】（雇用経済部）

- 短期の有期雇用での就労が多い外国人労働者は、企業の業績悪化による雇用調整の対象となりやすいことから、今後は、雇止め等の大量離職の発生が懸念される。こうした事態に対応するため、国と連絡会議を開催し、迅速な状況の把握を行うとともに、関係部局で構成する庁内対策チームにより、情報共有や支援策の検討を行い、生活・就労の両面からの支援を行う。

【職業訓練への支援】（雇用経済部）

- 事業活動の縮小が余儀なくされている中で、雇用の維持のために従業員に対して新たに必要となる技術の付与、レベルアップを図り、労働者の職業能力の一層の向上を図る教育訓練を行うニーズが高まることを見込み、津高等技術学校において在職者に対する訓練機会を拡大する。また、売上の減少や生産活動の停滞により、今後多くの離職者の発生が見込まれることから、離職された方へのセーフティネットとして、希望に応じた職業訓練を実施し、早期かつ円滑な再就職の実現を支援する。

【就職への支援】（雇用経済部、教育委員会）

- これまで職場定着に重点的に取り組んできた進路指導について、今年度は高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、早期からの企業の求人開拓やきめ細かな進路相談、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員（12名→15名）し、高校生の進路実現を支援する。
- 企業の業績悪化等による内定取り消しの防止や非正規労働者の雇用を確保するため、県内経済団体等へ啓発・要請活動を行う。
- 2020年度の採用活動では、オンライン面接の導入が進んでいることから、ジョブカフェ「おしごと広場みえ」において、オンラインによる模擬面接等を開始する。また、対面による就職相談時の感染リスクを回避し、相談者の不安を解消するとともに、「おしごと広場みえ」の相談機能を充実させるため、オンライン就職相談を導入する。

（4）制度の分かりやすい周知等

【中小企業・小規模企業支援策のわかりやすい周知】（雇用経済部）

- 国、県等が、中小企業・小規模企業に対してさまざまな支援策を打ち出しており、それぞれの事業者にとって適切な支援策が判然としない状況となっていることから、感染拡大防止の観点に配慮した周知を行うためのツールとして「みえ中小企業支援策チャットボット」を導入し、中小企業・小規模企業の支援策活用をサポートする。

【下請事業者の保護】（雇用経済部）

- 感染症の影響により、下請事業者が一方的な取引の停止や適正なコスト負担を伴わない短納期発注などの不利益を受けることを防ぐため、商工団体等に対して要請を行うとともに、不利益を被った下請事業者に対して、三重県産業支援センターに設置されている「下請かけこみ寺」に相談するように周知を行う。

【社会保険労務士等の派遣】（雇用経済部）

- 各種の補助制度や手続に関する相談等、事業者の個別のニーズに対応できるよう、社会保険労務士等の専門家を企業へ派遣する。

（５）生活に困っている世帯や個人への支援

【生活福祉資金の貸付】（子ども・福祉部）

- 生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例措置（限度額の拡大等）の実施から約1か月で1,000件を超える切実な相談が寄せられている。今後、県が行った緊急事態措置による休業要請等に伴う収入減少の影響で、生計維持の資金需要の高まりも想定されることから、貸付原資等として5億円の追加補助を行う。また、必要とされる方へ迅速に資金が届くよう、実施主体である三重県社会福祉協議会への応援職員の派遣を行う。

【生活困窮者自立支援事業】（子ども・福祉部）

- 感染症の更なる影響拡大による休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況に至ることで、住居を失うおそれのある方を住居確保給付金の対象者として新たに加え、一定期間、家賃相当額を家主に支給する。

【家計急変に対応した奨学給付金等の支給】（環境生活部、教育委員会、戦略企画部）

- 授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金および私立高校生等奨学給付金について、感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、随時、申請を受け付けるとともに、入学時の負担が大きい新入生に対して一部前倒し給付できる制度とする。また、授業料の減免や修学奨学金の緊急貸付を引き続き実施する。
- 感染症の影響で家計が急変した学生に対しては、高等教育修学支援制度や貸与型奨学金による学費等の支援が用意されている。しかしながら、申請後、これらの支援が学生たちに届くまでには数か月を要すると見込まれている。
外出自粛のなかでアルバイトもままならない学生たちが、学業継続や生活に対する不安を1日も早く解消できるよう、審査・確認手続きを可能な限り簡素化し、申請後速やかに交付できるようにするなど、迅速な採用決定・交付を行うことを国に要望する。

【感染者および濃厚接触者の休業に対する経済的支援】（雇用経済部）

- 企業が労働者を休業させた場合、法律の定めに基づき、平均賃金の60%以上を休業手当として支払う義務が発生するものの、都道府県知事が感染者および濃厚接触者に対して入院勧告または外出自粛を要請した場合には、「使用者の責めに帰すべき事由」にあたらなため、休業手当を支払う義務が発生しないこととなっている。健康保険加入者は連続する4日目の休業からは傷病手当が支給されるものの、それまでの3日間が無給となるため、休業を余儀なくされ、所得が減少した労働者に対して、経済的支援を行う制度の創設を国へ要望する。

【認可外保育施設への支援】（子ども・福祉部）

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、認可外保育施設において自主的な休業や利用者が登園を控える状況が一部で生じている。待機児童が発生するなど保育の受け皿確保が課題となっている中、認可外保育施設もその役割を担っており、今後このような状況が続いて施設運営の維持が困難になった場合、利用希望者が預け先を失ってしまうことになる。地域における保育サービスの提供体制の維持を図るため、保育料収入の減少相当額を補填する制度の創設を国へ要望する。

【相談体制の拡充】（雇用経済部、子ども・福祉部、医療保健部、環境生活部）

- 感染症の影響拡大による休業等に伴う収入の減少などにより、生活に困窮した方からの相談件数が急増していることから、県および市町に設置されている自立相談支援機関（相談窓口）において、仕事や生活上の困りごとなどの相談を幅広く受け止め、相談者の不安や心配ごとに寄り添った包括的な支援を行うほか、関係機関と連携して適切な支援に取り組む。
- 感染症の影響により、心身の健康問題にとどまらず、経済・生活問題が重なり、自殺リスクが高まりかねない状況をふまえ、電話による相談体制を拡充し、誰も自殺に追い込まれることのないよう、県民の心に寄り添った支援を行う。
- 平日に開設している三重県労働相談室を拡充し、新たに労働関係法令や社会保障法令に精通した社会保険労務士による特別労働相談を毎週土曜日を実施することにより、特に、平日に相談できない方に向けた感染症に関する労働相談に対応する。
- 外出自粛によるストレスや収入減の不安などから家庭内等におけるDV等の増加が懸念されている中、パートナー等が在宅していることにより電話相談が難しい状況も想定されるため、SNSによる「DV」・「妊娠SOS」・「性暴力被害」などに関する相談を実施し、早期の適切な支援につなげる。
また、学校の臨時休業に伴う生活環境の変化による子どもや保護者のストレスから、児童虐待の増加が懸念されているため、要保護家庭等について市町や学校と連携して児童等を見守ることで、今後とも児童虐待の未然防止に取り組む。

- 支援を必要としている人に必要な情報が届いていないという声があることから、経済的な課題を抱えるひとり親家庭を対象に相談窓口や各種支援制度等について SNS などにより周知するとともに、「三重子ども食堂ネットワーク」と連携し、食料配布など食の支援に係る情報をさまざまな広報ツールを活用して幅広く周知する。

さらに、緊急事態宣言をふまえ、子ども食堂の休止や食料配布もできにくい状況であるとの声があることから、必要とされている家庭に食料配布ができるような支援の方法について早急に検討するとともに、活動支援の仕組みづくりに取り組む。

【県税の納付猶予等】（総務部、県土整備部）

- 感染症の影響により、収入に相当の減少があった納税者に対して、県税の納付猶予を行うとともに、離職者の方を対象に、県営住宅において一時的な入居受け入れや家賃の減免などを行う。

3. 学校の休業・再開を円滑に進めるための対応

(1) 学校の臨時休業に伴う対応

【放課後児童クラブ等への支援】(子ども・福祉部)

- 開所時間を延長するなどして子どもの居場所を確保している放課後児童クラブ等は、保護者会など小規模な運営主体もあり、人員の不足や運営費の増加に関する不安や補助を求める声が多く聞かれるため、人材確保や運営に係る経費等を満額補助するよう国へ要望する。

また、放課後児童クラブ等以外の主体も、自主的に子どもの居場所を確保する取組を行っていることから、これらの取組に対する補助制度の創設も、あわせて要望する。

- 特別支援学校等の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加することで負担が増している家庭への経済的支援として、利用者負担額の一部を補助する。

【休業時の学校給食費に係る保護者負担の軽減】(教育委員会)

- 保護者に負担が生じないよう、3月2日からの県立学校の一斉臨時休業の間、事業者に対して既に発注していた給食食材のキャンセルに伴う経費を負担する。また、公立小中学校および県立学校の学校給食費に係る保護者負担の軽減に対する補助を継続するよう国へ要望する。

【修学旅行の延期等に伴うキャンセル料等に係る保護者負担の軽減】(教育委員会)

- 3月2日からの学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の延期等によって発生したキャンセル料や諸経費を公立小中学校および県立学校が負担した場合の経費を補助する制度については、3月2日から春休み開始までが対象となっていることから、今後も保護者に負担が生じないよう、対象期間後であっても、引き続き同様の制度を継続するよう国へ要望する。

(2) 学校の再開に向けた対応

【スクール・サポート・スタッフの配置】(教育委員会)

- 学校における感染拡大防止を徹底するため、スクール・サポート・スタッフを県立学校に配置し、教職員とともに、多くの人が触れる場所の消毒や登校時の健康観察とあわせ、児童生徒の学習活動が充実するよう、授業や家庭学習に係る教材準備の補助などを行う。また、小中学校にも配置できるようスクール・サポート・スタッフの増員について国へ要望する。

【児童生徒の学びを保障するためのICT環境整備】（教育委員会）

- 県立学校と家庭をインターネットでつないで、臨時休業時に児童生徒が家庭で授業を受講することができるよう、学校にライブ配信用の書画カメラを設置するとともに、パソコンやスマートフォン等の通信手段を有しない児童生徒を対象として貸し出し用のノート型パソコン等を準備するなど、オンライン教育を実施する環境整備を進める。整備ができ次第、これらの機器を活用して、週に3日程度（午前中）、学校から授業を配信するとともに、画面上で児童生徒と対話しながら学習の進捗状況や家庭での生活状況について把握し、学びの定着につなげる。

なお、ノート型パソコンが整備できるまでの間に、円滑にオンライン教育を行うことができるよう各学校の状況に応じた準備や試行的な授業配信を行うとともに、スマートフォン等を有していない児童生徒に対しては、配信映像を記録したDVDや授業の補足資料等を配布する。

また、学校が再開され通常授業となった際、感染症への不安から登校できない児童生徒や自宅待機を要することとなる児童生徒等がいたときには、上記と同様に授業を配信することにより在宅での学びを支援する。

- 小中学校については、オンライン教育に必要な家庭での通信費や教材費などに係る財政的支援を国に要望する。

【県立学校の登下校時の混雑回避のためのバスの運行】（教育委員会）

- 登下校時における「3つの密」を回避し、児童生徒が安心して登校できるよう、一定期間、高等学校において、登校時間の調整や始業時間の変更では対応できないバスや鉄道の路線に、新たにバスを運行するとともに、特に特別支援学校5校においては、乗車率が概ね50%以下で運行できるよう、スクールバスの増便を行う。

（3）高等教育機関への支援

【高等教育機関への支援】（戦略企画部）

- 県内高等教育機関では、他府県の大学で感染事例が発生し、また、若年者の重症例・死亡例も増加していること等をふまえ、学生と教職員、さらには周辺地域住民をはじめとする県民の感染防止、命と健康を守ることを最優先事項とし、経営上のリスクを超えて、オンライン授業の導入などの各種対策に既に多額の費用を投じている。

このような状況にある県内高等教育機関が、経営上の不安を抱くことなく質の高い教育研究活動を展開できるよう、また、「コロナストレス」等に苦しめられている学生に十分な支援を行うことができるよう、新たに次の事項を国に要望する。

- ・ 国立大学法人運営費交付金および独立行政法人国立高等専門学校機構運営費交付金の追加配分や私立大学等経常費補助金（特別補助）の大幅増額を速やかに行うこと
- ・ 補助制度の弾力化をはじめ、あらゆる面で、前例にとられることなく事務負担を軽減すること

4. 地方自治体における取組への国の財政支援等

《再掲》【新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）】

（総務部、地域連携部）

- 国の緊急経済対策において創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」については、本県および県内市町が講じる対策を速やかに実行していくために不可欠な財源といえるものの、その詳細が未だ示されていないため、以下の3点を国へ要望する。
 - ・近隣府県の感染拡大や本県においても連日感染者が確認されるなど、感染状況は予断を許さない状況が続いていることや、政府の「特定警戒都道府県」に限らず、全国的に観光業・製造業のほか、さまざまな業種に甚大な影響が生じていることをふまえ、本交付金の配分にあたっては、感染症の感染状況のみに重きを置くのではなく、人口や各地域の経済状況に応じた公平な配分を行うこと。また、各団体が感染症対策や経済対策を躊躇なく実行に移せるよう、速やかに団体別の配分見込額を地方に示すとともに、早期に配分を行うこと。
 - ・本交付金の使途については、各団体の適時の判断により充当事業の変更や流用を可能とするなど柔軟な制度にするとともに、申請書類の簡素化等により迅速に活用できるよう制度設計を行い、速やかにその詳細を地方に示すこと。
 - ・本交付金について、政府が当初想定していなかった、「自治体が休業要請に応じた事業者を支払う協力金や支援金の財源に活用できる仕組み」とされたことに伴い、多くの自治体が協力金等の財源に活用することを表明している。このことをふまえ、少なくとも予備費 1.5 兆円を財源とした総額の大幅な上積みを行いつつ、今後の情勢に応じて累次の追加配分を行うこと。

【地方税減収への対応】（総務部、地域連携部）

- 経済活動の低迷に伴い大幅な地方税の減収が予想されることから、感染症対策を含めた地方の行財政運営に支障が生じないよう、地方交付税制度の減収補填の対象となっていない地方消費税や地域医療・福祉、中小企業対策を支える貴重な財源となっている超過課税の減収分も含めて、確実に減収補填措置を講じることを国へ要望する。

【新型コロナウイルス対策を最優先した事務執行への配慮】（戦略企画部）

- 地方自治体が、新型コロナウイルスとの戦いに総力を挙げ、人的資源を集中できるよう、当面、国においては、各種照会や調査等、急を要しない事務を地方自治体に要請しないよう配慮するとともに、法令に基づく計画の策定や中間見直し、評価・実績報告等についても可能なものは、休止又は延期するなどの措置を講ずるよう国に要望する。

Ⅱ. 次の段階として、新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊した地域経済・県民生活を立て直すための対策

Ⅰ. 県内産業の活力の回復

(Ⅰ) 観光事業者等への支援

《再掲》【三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金】(雇用経済部)

- 急激な売上減少や事業環境の変化により多くの中小企業・小規模企業が事業継続に不安を抱え、変化に対応するための投資をためらっている。そうした中、県は中小企業・小規模企業が今回の難局を乗り越え、事業を発展・継続するための経営計画の策定および計画実現を支援する新たな補助制度を創設した。

本補助制度は、募集開始から9日後の第1回目の締め切りまでに、想定を大幅に上回る約800件の申請があるなど、県内中小企業・小規模企業のニーズが極めて高い制度であり、厳しい経営環境の中でも事業の発展・継続に意欲のある事業者を引き続き支援するため、本補助金の総額を拡大する。

《再掲》【ECサイト等を活用した事業者支援】(農林水産部、雇用経済部)

- 観光客の減少による土産物・加工品の販売不振、外食需要の減退、催事・展示会の中止などにより、松阪牛や養殖マダイなどの高級食材を中心に、県産農林水産物や加工品、地場産品の売り上げが急激に減少し、在庫の増加、資金繰りの悪化など県内事業者は危機的な状況に直面している。

この状況をふまえ、緊急的な支援として雇用の維持や事業の継続支援に最優先で取り組むため、過剰となった在庫を消費につなげ、落ち込んだ売り上げを回復できるよう、堅調な家庭内消費の需要獲得に向けて、広く県内外への情報発信による、直接販売が可能なポータルサイトを開設し、県内事業者の新たな販路開拓を支援するとともに、官民一体型県産品購入促進キャンペーンを実施することで消費喚起につなげる。

【観光産業の復興】(雇用経済部)

- 感染症の影響により危機的な状況にある県内観光関連事業者をはじめ、多様な産業を支援するため、感染症の収束を見極めたうえで、国のGO TOキャンペーンや魅力的な滞在コンテンツ事業と連動し、国内外の観光客を本県に誘客するための取組を新たに実施する。
- 世界中で外出制限や渡航制限が行われる厳しい状況の中、感染症収束後の旅行需要回復期に、三重県が世界から旅行先として選ばれるよう、オンライン上での情報発信も含め、「オール三重」での海外向け誘客プロモーションを展開する。

【オンライン上での観光人材育成支援】（雇用経済部）

- 現状の雇用を維持しつつ、旅行需要回復期の反転攻勢に備えるため、デジタルマーケティングや多言語による外国人旅行者への対応などの必要なスキルを身に付けるための在宅勤務中にも利用できるオンライン上での観光人材育成を新たに支援する。

【SNSキャンペーンの実施】（戦略企画部）

- 回復期においては、国が行う経済回復に向けた反転攻勢の取組に合わせ、県内製品の消費喚起、県内への来訪につながるプロモーションとしてSNSキャンペーンを実施する。

【公共交通の利用促進】（地域連携部）

- 感染拡大に伴う休校や観光自粛などにより、これまでになく公共交通機関の利用が大きく減少しているため、感染症の収束を見極めたうえで、公共交通の利用促進キャンペーンを強力に進め、利用回帰に向けて取り組む。

（2）農林水産業への支援

【県産農林水産物の需要喚起】（農林水産部）

- 地域産業の中核である農林水産業は、感染症の影響による需要の減退や出荷の停滞による管理費用の増加など、苦しい経営環境にあることから、県内の農林水産事業者が、感染症収束後早期にV字回復を果たし元気を取り戻せるよう、官民一体型の需要喚起キャンペーンを集中的に実施する。また、併せて、成長産業化を加速させる施設整備等に対して支援を行う。

- 《再掲》感染症の影響により、特に高価な県産農林水産物は百貨店等やインバウンドの需要が減退していることから、農林漁業団体や関係団体等が行う、さまざまな販売促進取組についても県が寄り添いながら、きめ細かに支援を行う。

【即戦力となる人材の確保】（農林水産部）

- 国内の移動自粛や学校休業、外国人技能実習生の受入制限等による労働力の不足を補うため、農業大学校での研修を強化し、即戦力となる人材を作業等が滞っている農業生産現場へ派遣する取組を支援する。

- 水田農業や施設園芸等における労働力不足に対応するため、スマート技術を活用した、少人数でも高い生産性が発揮できる労務管理の仕組みを実証・マニュアル化し、農業生産現場への普及を図る。

- 集合型講義の中止や延期などの影響が生じていることから、受講者が全てのカリキュラムを着実に受けられるよう、みえ森林・林業アカデミーや農業大学校等において、オンラインによる講義等ができるICT環境を整備する。

【農林水産業等の現場における衛生管理の向上】（農林水産部）

- 農林水産事業者の事業継続等に関する国の基本的なガイドラインに基づき、感染予防対策や生産施設等の消毒などの普及啓発に加え、普及指導員等による巡回指導を行う。また、農林水産業現場における安全・安心を確保するため、県内卸売市場等におけるさらなる衛生管理向上の取組などを支援する。

（3）サプライチェーン改革

【国内回帰・国内取引の支援】（雇用経済部）

- 3月には、観光業、飲食業が大きな影響を受けていたが、今や全産業に影響が及んできている。特に製造業では海外から部品が入ってこないため、在庫がなくなれば生産調整に入ることが懸念されるとの企業からの声があるなど、中国をはじめとする海外とのサプライチェーンが大きく毀損しており、県内事業者の事業活動に支障が生じている。そのため、企業の県内における生産・製造への補助や、県内事業者の国内での取引拡大に向けた商談機会の提供を行う。

【サプライチェーン多元化への支援】（雇用経済部）

- 特定国に依存する素材・部材の輸入が滞ったことにより県内で製造ができない状況が続くなど、サプライチェーンの毀損は製造業を基幹産業とする本県にとって極めて大きな痛手となっている。
そのため、県内企業が特定国に過度に依存しない強靱なサプライチェーンを構築するため、ASEAN等への製造拠点多元化や取引拡大を目的とした商活動を支援する。

【県産農林水産物の国内供給力・輸出力の強化】（農林水産部）

- 感染症の影響を受けて停止している県産農林水産物の国内外での取引について、収束後、速やかに商流のつなぎ直しが行えるよう、官民一体となった商談・プロモーションを行う。

（4）公共事業の早期執行等

【公共事業の早期執行等】（県土整備部、農林水産部、企業庁）

- 景気の下支えのため、公共事業の早期執行を図る。あわせて、工事の一時中止や工期の延長など、感染症による影響に配慮する。

【参考】 今回の緊急総合対策の規模：約 111 億円

融資枠の拡大：2,000 億円

新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」の概要

(1) 感染防止対策徹底のお願い

- 外出自粛の徹底
 - ・生活の維持に必要な場合を除く移動(県境を越える移動、県内における移動)の自粛
 - ・特に、大型連休期間中における移動の自粛
 - ・接待を伴う飲食店や遊興施設等への外出自粛
- 県外の方へのお願い
 - ・県外から三重県への移動自粛の呼びかけ
- 衛生管理と体調管理の徹底
- 3つの『密』の回避、人との距離の確保

(2) 企業等へのお願い

- 感染防止対策の徹底
- 在宅勤務等の積極的な活用

(3) イベント開催自粛のお願い

- クラスター発生の恐れがあるイベント、3つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期

(4) 事実に基づく冷静な対応のお願い

- 人権への配慮等
- 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

(5) 休業要請等へのご協力のお願い

	施設の種類	内訳	要請内容
基本的に休止を要請する施設(特措法施行令第11条に該当するもの)	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(=休業要請)
	文教施設	学校(大学等を除く。)	
	大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
	運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等	
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
	博物館等	博物館、美術館、図書館 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。) ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。		

	施設の種類	内訳	要請内容
特措法によらない協力依頼を行う施設 (床面積の合計が1,000㎡以下)	大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	施設の使用停止及び催物の開催の停止(=休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
	博物館等	博物館、美術館、図書館	
	ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	
基本的に休止を要請しない施設	社会福祉施設等	保育所、学童クラブ等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請
		通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請
	医療施設	病院、診療所、薬局等	適切な感染防止対策の協力要請
	生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等	適切な感染防止対策の協力要請
	食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※営業時間短縮の協力要請 朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く。)	適切な感染防止対策の協力要請、営業時間短縮の協力要請
	住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館等 ※宿泊予約の延期依頼について協力を要請 緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請	適切な感染防止対策の協力要請、宿泊予約の延期依頼について協力を要請
		共同住宅、寄宿舍、下宿等	
	交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等	適切な感染防止対策の協力要請
	工場等	工場、作業場等	
	金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険代理店、官公署、事務所等	テレワークの一層の推進要請、適切な感染防止対策の協力要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等	適切な感染防止対策の協力要請	